

資料 1

## 岩手県外国人材受入電話相談窓口運営等業務

### 企画コンペ実施要領

令 和 8 年 2 月  
岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県外国人材受入電話相談窓口運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に当たっては、この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて行うものとする。

## 1 本業務の概要

### (1) 業務件名及び数量

「岩手県外国人材受入電話相談窓口運営等業務」一式

### (2) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### (4) 予算額

2,595,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 令和8年度岩手県一般会計当初予算が議決されなかった場合及び国庫補助金対象事業として採択されなかった場合にあっては、本業務の委託手続きについて停止等の措置を行うことがある。

## 2 企画コンペ担当室（書類の提出先及び問い合わせ先）

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働担当

所在地：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁2階）

電話：019-629-5583（ダイヤルイン）

FAX：019-629-5589

電子メールアドレス：AE0005@pref.iwate.jp

## 3 企画コンペ参加者の資格要件

企画コンペに参加する者（以下「コンペ参加者」という。）は、次に掲げる企画コンペ参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たし、かつ、岩手県知事の確認を受けた者とする。

なお、資格要件を満たす者複数が共同して提案を行うことも認めるが、その場合、代表者を決めた上で企画コンペに参加し、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて代表者以外の構成員についても、「4 企画コンペ等に関する手続き」に定める参加資格の確認に必要な書類の提出を求める場合がある。

(1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

#### 4 企画コンペ等に関する手続き

##### (1) 担当部署

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁2階）

電話：019-629-5583 FAX：019-629-5589

電子メールアドレス：[AE0005@pref.iwate.jp](mailto:AE0005@pref.iwate.jp)

##### (2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等については、岩手県公式ホームページに掲載する。

なお、郵送による交付、企画コンペ担当室における直接交付は行わない。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審査要領

##### (3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、（様式1－1 岩手県外国人材受入電話相談窓口運営等業務企画コンペ実施要領等に関する質問票）により次のとおり受け付けるものとする。

###### ア 受付期間

令和8年3月3日（火）午後5時必着

###### イ 提出方法

原則として電子メールにより担当部署あて送付すること。

###### ウ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページ

ジに掲載する。

## エ 回答期日

令和8年3月5日（木）

### (4) 企画コンペ参加届出書の提出（必須）

コンペ参加者（共同提案の場合は代表者）は、【様式1－2 企画コンペ参加届出書】及び【様式1－3 団体概要・業務実績書】を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時必着

イ 提出先 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（住所等は上記(1)担当部署）

ウ 提出方法 担当部署に持参又は郵送で提出

- 持参する場合は、提出期限まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に担当部署に提出すること。
- 郵送する場合は、封筒の表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、書留郵便等、配達の記録が残る方法により、提出期限までに担当部署に到達するように送付すること。

## エ 留意事項

- 提出期限までに企画コンペ参加届出書を提出しなかった者は、以降の企画コンペ手続きに参加できないものとする。
- コンペ参加者（共同提案の構成員を含む。）が、他の共同提案の構成員を兼ねることはできないものとする。

### (5) 企画提案書等の提出（必須）

コンペ参加者（共同提案の場合は代表者）は、【資料3 企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を、次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和8年3月10日（火）午後5時必着

イ 提出先 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（住所等は上記(1)担当部署）

ウ 提出方法 企画コンペ担当室に持参又は郵送で提出

- 持参する場合は、提出期限まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に企画コンペ担当室に提出すること。
- 郵送する場合は、封筒の表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、書留郵便等、配達の記録が残る方法により、提出期限までに企画コンペ担当室に到達するように送付すること。

## エ 留意事項

企画提案書等は企画コンペ参加届出書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

### (6) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなつた者による提案

イ 企画コンペ参加届出書を提出しなかつた者又は企画コンペ参加届出書及び添付書類に虚偽の記載を行つた者による提案

ウ 費用の積算額が上記1(4)の予算額（見込み）を超える提案

- エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

## 5 委託候補者の決定方法について

### (1) 企画コンペにおける企画提案審査

企画コンペにおける企画提案審査は、「資料4 企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づいて行うものとする。

### (2) 企画提案審査委員会の開催

#### ア 開催日時（予定）

令和8年3月17日（火）（別途通知）

#### イ 開催場所（予定）

岩手県庁又は近隣地区の施設内

#### ウ 開催方法等

・審査は、参加者から事前に提出された企画提案書等及び参加者による説明に基づいて行う。

なお、審査委員会当日は、説明は企画提案書等により行うものとし、追加資料の提出は認めない。

・説明の時間は、1者当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とする予定であること。ただし、都合により、1者当たりの説明の時間を変更する場合がある。

・参加者が5者を超える場合には、審査委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された5者により、審査委員会において、企画提案書等及び説明に基づく審査を行う。

なお、参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないこととする。

### (3) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者及び補欠順位を決定するものとする。

イ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない時は、補欠順位が上位の者を委託候補者とする。

### (4) コンペ参加者への通知

県は、委託候補者及び補欠順位を決定した後、各コンペ参加者（共同提案の場合は代表者）に関する決定内容について、速やかに文書で通知するものとする。

## 6 企画コンペへの参加を途中でとり止める場合の手続きについて

企画コンペ参加届出書を提出した者が、企画コンペへの参加を途中で取り止める場合には、「様式1－4 企画コンペ参加辞退届」を令和8年3月11日（水）〔午後5時必着〕までに、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（住所等は4(1)担当部署）に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

## 7 契約の締結について

### (1) 契約締結の手続きについて

- ア 県は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収して契約を締結し、契約書を作成する。
- イ 委託候補者の提案が共同提案により行われた場合には、委託候補者の代表者が県との契約の当事者となるものとする。
- ウ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者が提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、仕様を確定の上、契約を締結するものとする。

#### (2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、会計規則第112条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

#### (3) 契約結果の公表について

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

### 8 公正な企画コンペの確保について

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取り止めがある。

### 9 その他

#### (1) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類は返却しないものとする。
- イ 提出書類は公表しないものとする。

#### (2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

#### (3) 手続きの停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続きの停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

#### (4) その他

- ア 参加届出書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況  
が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

[参考：企画コンペスケジュール（予定）]

ア 質問票の提出期限	3月3日（火）午後5時まで
イ 質問に対する回答	3月5日（木）
ウ 企画コンペ参加届出書提出期限	3月6日（金）午後5時まで
エ 企画提案書等の提出期限	3月10日（火）午後5時まで
オ 企画コンペ参加辞退届の提出期限	3月11日（水）午後5時まで
カ 企画提案審査委員会での審査	3月17日（火）（別途通知）
キ 企画コンペ結果通知	3月18日（水）
ク 契約締結	4月1日（水）

【様式 1－1】

**岩手県外国人材受入電話相談窓口運営等業務  
企画コンペ実施要領等に関する質問票**

1 質問者及び連絡先

商号又は名称 :

担当者 :

T E L :

F A X :

メールアドレス :

2 質問内容 (対象となる資料名称、該当ページ、該当行等を明記すること)

※ 質問の受付に係る留意事項 (企画コンペ実施要領 4(3) より)

- ア 受付期間 令和8年3月3日（火）午後5時必着
- イ 提出方法 原則として電子メールにより企画コンペ担当部署あて送付すること。
- ウ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。
- エ 回答期日 令和8年3月5日（木）

【様式 1－2】

提出期限：令和8年3月6日（金）午後5時必着

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

## 企画コンペ参加届出書

「岩手県外国人材受入電話相談窓口運営等業務」に係る企画コンペ実施要領を承諾の上、下記のとおりコンペへの参加を希望します。

記

1 コンペ参加者について（該当するものに丸印）

- (1) 単独提案
- (2) 共同提案 → (代表者以外の構成員の住所、商号又は名称を余白に記載すること)

2 資格要件について

上記コンペ参加者が、次に掲げる資格要件を全て満たすことを誓約します。

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 参加資格確認申請書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

【担当者】職・氏名

電話番号

FAX 番号

電子メールアドレス

【様式 1-3】

**団体概要・業務実績書**

商号又は名称	
代表者職氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
直近の年間売上高	
従業員数	
業務内容	
会社の特色	
過去3年間の類似業務実績	
届出の担当者 所属 職 氏名	電話 FAX E-mail

- ※ 既存資料（会社パンフレット等）で必要記載項目が網羅されているものがあれば、この様式に代えて提出することができるものとする。
- ※ 直近の事業年度の事業及び収支が分かる資料（決算書等）を添付すること。
- ※ 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書を添付すること。

【様式 1－4】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

**企画コンペ参加辞退届**

「岩手県外国人材受入電話相談窓口運営等業務」に係る企画コンペへの参加を表明し、企画コンペ参加届出書を提出しましたが、都合により本書提出日以降の企画コンペ手続きへの参加を辞退します。